

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

④ 源泉控除対象配偶者の月次減税

Q : 源泉控除対象配偶者は、月次減税の計算に含めるのですか？

A : 次の人は含めます。

【解説】

源泉控除対象配偶者とは、給与所得者本人の合計所得金額が900万円以下で、所得金額が95万円以下の生計を一にする配偶者をいいます。

一方、定額減税の月次減税に含めることができるのは、合計所得金額が48万円以下の同一生計配偶者ですので、基準日(R6.6.1)在職者の提出した扶養控除等申告書に氏名等が記載されている「源泉控除対象配偶者」のうち、合計所得金額の見積額が48万円以下、かつ、居住者である人についてのみ、月次減税額の計算に含めることになります。

このため、扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者の令和6年中の所得金額の見積額が48万円以下であるかどうかを確認して、月次減税額の計算に含めるべき同一生計配偶者か否かを判定することになります。

なお、令和6年中の合計所得金額の見積額が48万円超の配偶者については、給与所得者本人の月次減税額の計算に含められませんが、配偶者自身の所得税において、定額減税の控除が行われます。

